

○総務省令第九十三号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

総務大臣 村上誠一郎

放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規

定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
目次	
「第一章」第三章 略	
第四章 基幹放送	
「第一節 略」	
第二節 基幹放送事業者	
第一款 認定等（第六十一条―第八十一条の二）	
第二款 業務（第八十二条―第八十六条の三）	
「第三節 略」	
第三節の二 特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五―第九十一条の十三）	
「第四節」第六節 略	
第五章 一般放送	
第一節 登録等	
第一款 登録一般放送事業者（第三百三十三条―第三百三十九条）	
第二款 届出一般放送事業者（第四百四十条―第四百四十四条）	
「第三款 略」	
「第二節・第三節 略」	
「第六章」第九章 略	
附則	
第四章 基幹放送	
第二節 基幹放送事業者	
第一款 認定等	
第六十二条―第六十七条 略	
「削る」	
「削る」	
（認定の際に指定する周波数の表示）	
第六十九条 略	
（認定記録等）	
第七十条 法第九十四条第二項の総務省令で定める事項は、同項第一号の認定の番号（第七十八	
条第一項第六号及び第七十九条第一項第五号において「認定番号」という。）及び暗証符号そ	
改正前	
目次	
「第一章」第三章 同上	
第四章 「同上」	
「第一節 同上」	
第二節 「同上」	
第一款 認定等（第六十一条―第八十一条の四）	
第二款 業務（第八十二条―第八十六条）	
「第三節 同上」	
第三節の二 特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）	
「第四節」第六節 同上	
第五章 「同上」	
第一節 「同上」	
第一款 登録一般放送事業者（第三百三十三条―第四百四十条）	
第二款 届出一般放送事業者（第四百四十一条―第四百四十四条）	
「第三款 同上」	
「第二節・第三節 同上」	
「第六章」第九章 同上	
附則	
第四章 「同上」	
第二節 「同上」	
第一款 「同上」	
第六十一条の二―第六十六条 「同上」	
（不適法な申請書等）	
第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。	
2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。	
（認定等の拒否の通知）	
第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。	
2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。	
（認定の際に指定する周波数の表示）	
第七十条 「同上」	
（様式等）	
第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。	

その他の認定記録（法第九十四条の二に規定する認定記録をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記録されている事項を閲覧するために必要な事項とする。

2 総務大臣は、法第九十四条第二項の規定により認定記録を作成したときは、電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法により、遅滞なく、その旨及び前項に規定する事項を当該認定記録に係る認定基幹放送事業者者に通知するとともに、当該認定記録に記録されている事項を、当該認定基幹放送事業者が閲覧できる状態に置くものとする。

3 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記録する場合に準用する。

4 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記録する場合に準用する。

5 前条第三項及び第四項の規定は、デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記録する場合に準用する。

（証明書の請求及び交付）

第七十一条 認定基幹放送事業者は、法第九十四条の二の規定に基づき当該認定基幹放送事業者に係る認定記録に記録されている事項を証明した書面（以下この条において「認定記録事項証明書」という。）の交付を請求しようとするときは、別表第十一号の様式による認定記録事項証明書の交付請求書を総務大臣に提出するものとする。

2 総務大臣は、前項の交付請求書の提出があつたときは、別表第十一号の二の様式による認定記録事項証明書を当該交付請求書を提出した認定基幹放送事業者に交付するものとする。

（事業計画書の公表等）

第七十二条 総務大臣は、第六十五条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十六条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

〔2 略〕

（放送事項等の変更）

第七十六条 〔略〕

〔2 6 略〕

7 法第九十七条第三項第三号の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、当該基幹放送局の免許人以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許記録（電波法第十四条の二に規定する免許記録をいう。）に記録すべき国内放送又は内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

二 第六十九条の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一

〔新設〕

2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記載する場合に準用する。

3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記載する場合に準用する。

4 前条第三項及び第四項の規定は、デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定記録に周波数を記載する場合に準用する。

〔新設〕

（事業計画書の公表等）

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十五条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

〔2 同上〕

（放送事項等の変更）

第七十六条 〔同上〕

〔2 6 同上〕

7 〔同上〕

一 総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、当該基幹放送局の免許人以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状に記載すべき国内放送又は内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

二 第七十条の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一

秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。以下同じ。）による指定に変更しようとするとき。

三 第六十九条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

三の二 第六十九条の規定によりセグメント数を指定された移動受信信用地上基幹放送事業者が、その指定を基準セグメント数による指定に変更しようとするとき。

三の三 第六十九条の規定により基準セグメント数を指定された移動受信信用地上基幹放送事業者が、その指定をセグメント数による指定に変更しようとするとき。

〔四 略〕

（認定の承継の申請）

第七十八条

〔略〕

〔2〕4 略

〔削る〕

第七十九条 法第九十八条第二項の規定に基づき認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項後段の規定により認可を受けようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第二十一号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

〔一・二 略〕

三 事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（同項後段の当該譲渡人に係る部分に限る。）の場合）又は譲受け（法第九十八条第二項及び第三項後段（同項後段の当該譲受人に係る部分に限る。）の場合）の理由

〔四〕六 略

〔2〕3 略

〔削る〕

〔削る〕

におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。以下同じ。）による指定に変更しようとするとき。

三 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された衛星基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

三の二 第七十条の規定によりセグメント数を指定された移動受信信用地上基幹放送事業者が、その指定を基準セグメント数による指定に変更しようとするとき。

三の三 第七十条の規定により基準セグメント数を指定された移動受信信用地上基幹放送事業者が、その指定をセグメント数による指定に変更しようとするとき。

〔四 同上〕

（認定の承継の申請）

第七十八条

〔同上〕

〔2〕4 同上

5 総務大臣は、法第九十八条第三項前段の規定により認可をしたときは、認定証を交付するものとする。

第七十九条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（特定地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局を除く。）の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）又は譲受け（法第九十八条第二項及び第三項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）の理由

〔四〕六 同上

〔2〕3 同上

4 総務大臣は、法第九十八条第三項後段の規定により認可をしたときは、認定証を交付するものとする。

（訂正）

第八十条 認定基幹放送事業者は、法第九十九条の認定証の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

2 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。

3 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。

4 認定基幹放送事業者は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

〔削る〕

〔取消猶予の勘案事項〕
第八十条 〔略〕

〔確認の申請〕
第八十一条 〔略〕

〔確認の変更〕
第八十一条の二 〔略〕

第二款 業務
〔略〕

〔基幹放送業務日誌〕
第八十四条 〔略〕

2 〔略〕

〔一 略〕

二 第六十九条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

二の二 第六十九条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

〔三〇六 略〕

（放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出）
第八十五条 〔略〕

〔一 略〕

二 第六十九条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値（前条第二項第二号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

二の二 第六十九条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（前条第二項第二号の二に規定するセグメント数の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

ればならない。

（認定証の再交付）

第八十一条 認定基幹放送事業者は、認定証を破損し、汚し、失った等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（取消猶予の勘案事項）
第八十一条の二 〔同上〕

〔確認の申請〕
第八十一条の三 〔同上〕

〔確認の変更〕
第八十一条の四 〔同上〕

第二款 業務
〔同上〕

〔基幹放送業務日誌〕
第八十四条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

二の二 第七十条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

〔三〇六 同上〕

（放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出）
第八十五条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値（前条第二項第二号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

二の二 第七十条の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（前条第二項第二号の二に規定するセグメント数の一日の平均値をいう。）のその期間中における平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

〔三〕略

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第八十六条の二 法第百十条の二第一項の規定による公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日（以下この項及び第四項において「休業止日」という。）の前日から起算して少なくとも九十日前から当該休業止日の前日までの間、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休業止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

〔一〕略

〔削る〕

二 略

2 法第百十条の二第一項ただし書の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げる基幹放送の休止ごとに、当該各号に定める時間とする。

〔一・二〕略

3 法第百十条の二第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕四 略

4 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者が、次条第一項の規定により休業止日の前日から起算して九十日より前に次の各号に掲げる公表（同条第五項の規定による公表を含む。）を行つている場合においては、当該各号に定める公表を行つたものとみなす。

一 次条第二項第九号に掲げる事項として行われる同条第四項の休止に係る年月日時及び期間の公表 第一項の基幹放送の休止に係る公表

二 次条第二項第二号の廃止する年月日の公表 第一項の基幹放送局の廃止に係る公表
（放送番組の視聴のための措置の公表）

第八十六条の三 法第百十条の二第二項の規定による公表は、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と法第百七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者（以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）が、法第九十二条第二項の措置（以下この条において「視聴継続措置」という。）を講ずることとした日から遅滞なく行い、その中継地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下同じ。）を廃止する予定の時期（以下この条において「廃止時期」という。）からあらかじめ相当な期間（少なくとも公表する日から最も早い廃止の予定期日まで一年間。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。）を置いて、インターネットの利用その他適切な方法によつて行うものとする。

2 前項の規定による公表については、廃止する予定の中継地上基幹放送局ごとに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げる事項に係る精査のためなお準備又は検討を要する場合には、当該事項のそれぞれの見込みを公表することをもつて足りるものとする。この場合において、地上基幹放送事業者等が当該事項について準備又は検討を進

〔三〕同上

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第八十六条の二 法第百十条の二の公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日（以下この項において「休業止日」という。）の前日から起算して九十日前から当該休業止日の前日までの間（協会又は学園の休止又は廃止にあつては、当該休止又は廃止に係る認可を受けた後遅滞なく）、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休業止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

〔一〕同上

二 当該休止又は廃止について記載した書面の当該基幹放送事業者の各事務所への備置き

三 同上

2 法第百十条の二ただし書の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げる基幹放送の休止ごとに、当該各号に定める時間とする。

〔一・二〕同上

3 法第百十条の二ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕四 同上

〔新設〕

〔新設〕

	めた結果、当該事項のそれぞれの見込みに変更を生じたときは、第五項の規定による公表を行うものとする。
	一 廃止する予定の中継地上基幹放送局の名称及び放送区域（法第七条第三項第二号に規定する放送区域をいう。第九十四条第一項第二号において同じ。）その他当該中継地上基幹放送局に関する基本情報
	二 前号の中継地上基幹放送局の廃止時期（廃止する年月日が定まっている場合にあっては当該年月日）
	三 視聴継続措置の対象地域（次項において単に「対象地域」という。）
	四 視聴継続措置の対象者
	五 視聴継続措置の実施の内容（次号に掲げるものを除く。）
	六 第四号の対象者が引き続き地上基幹放送に係る放送番組を視聴することができるようにするための視聴継続措置として提供する手段（以下この条において「代替的視聴手段」という。）
	七 視聴継続措置の実施期間及び代替的視聴手段の利用に係る情報（申込期間その他申込みに必要な情報を含む。）
	八 視聴継続措置の実施に関する問合せを受けるための連絡先（連絡先が、中継地上基幹放送局の廃止に係る地上基幹放送事業者等と別の者である場合は、当該地上基幹放送事業者等と当該別の者との関係を明確にすること。）
	九 その他視聴継続措置の実施に関し必要な事項
3	前項第六号の代替的視聴手段の公表は、次に掲げるとおりとする。
	一 原則として別表第二十一号の五に掲げる手段から選択したものを記載すること。
	二 別表第二十一号の五に掲げる手段以外の手段（地上基幹放送事業者等がその責任において提供できるものに限る。）を講ずる場合は、当該手段の具体的内容及び当該手段を代替的視聴手段として提供する理由を記載すること。
	三 対象地域ごとに講ずる代替的視聴手段が異なる場合は、当該対象地域ごとに対応するものを記載すること。
	四 一の対象地域に複数の代替的視聴手段を講ずる可能性がある場合には、それらの代替的視聴手段を明らかにすること。
4	地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、その放送に係る中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止した場合において当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域における影響等を把握し視聴継続措置を適切に講じられるようにするため、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送の一時的な休止（二十四時間以内の休止を含む。）を行うときは当該休止する年月日時及び時間（二十四時間を超える場合にあっては期間）を第二項第九号に掲げる事項として公表するものとする。
5	地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更箇所を明示した上で、遅滞なく、これを公表するものとする。
6	同一の場所に開設されている複数の地上基幹放送事業者等の中継地上基幹放送局を廃止する場合における第一項の規定による公表は、当該複数の地上基幹放送事業者等において調整し、

一の公表で対応するなど、第二項第四号の対象者にとつて分かりやすいものとなるように情報を整理して対応するものとする。

第三節 外国人等の取得した株式の取扱い

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第八十八条 「略」

一 法第九十三条第一項第七号ホ(2)及び電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第六十三条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))及び電波法施行規則第六条の三の二第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。)については、その全について記載し、又は記録する。

二 法第百十六条第一項の外国人等(第六十三条第五項及び電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合(次条において「間接議決権割合」という。))とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第九十条において「外国人等」という。)のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式(前号に規定する株式を除く。)については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数(以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。))を当該外国人等に係る株式の数として一株単位(単元株式数を定款で定めている場合にあつては、一単元の株式の単位。以下同じ。))で記載し、又は記録する。この場合において、法第百十六条第一項に規定する欠格事由(以下この条において単に「欠格事由」という。)に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に應じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

〔三〕 略

(議決権を有することとなる株式)

第八十九条 「略」

〔一・二〕 略

三 第六十三条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、地上基幹放送事業者が法第九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、特定地上基幹放送事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 第六十三条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る株式のうち、第一号超過議決権部分又は第二号超過議決権部分に相当する部分に対応するもの(第六十三条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国人等の割合に應じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特

第三節 「同上」

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第八十八条 「同上」

一 法第九十三条第一項第七号ホ(2)及び電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第六十二条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))及び電波法施行規則第六条の三の二第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。)については、その全について記載し、又は記録する。

二 法第百十六条第一項の外国人等(第六十二条第五項及び電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合(次条において「間接議決権割合」という。))とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第九十条において「外国人等」という。)のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式(前号に規定する株式を除く。)については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数(以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。))を当該外国人等に係る株式の数として一株単位(単元株式数を定款で定めている場合にあつては、一単元の株式の単位。以下同じ。))で記載し、又は記録する。この場合において、法第百十六条第一項に規定する欠格事由(以下この条において単に「欠格事由」という。)に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に應じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

〔三〕 同上

(議決権を有することとなる株式)

第八十九条 「同上」

〔一・二〕 同上

三 第六十二条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、地上基幹放送事業者が法第九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、特定地上基幹放送事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る株式のうち、第一号超過議決権部分又は第二号超過議決権部分に相当する部分に対応するもの(第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二第七項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国人等の割合に應じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特

定した数の株式)

〔2 略〕

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)

第九十一条の二 法第百十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の六の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第三節の二 特定放送番組同一化実施方針の認定

(特定放送番組同一化実施方針の認定の申請)

第九十一条の五 法第百十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

〔2 略〕

〔削る〕

〔削る〕

(認定の通知)

第九十一条の九 総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、当該認定に係る国内基幹放送事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときも、同様とする。

(認定特定放送番組同一化実施方針の公表)

第九十一条の十 〔略〕

2 法第百十六条の四第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請)

第九十一条の十一 〔略〕

〔削る〕

(軽微な変更)

第九十一条の十二 〔略〕

2 法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

(認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し)

定した数の株式)

〔2 同上〕

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)

第九十一条の二 法第百十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の五の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第三節の二 〔同上〕

(特定放送番組同一化実施方針の認定の申請)

第九十一条の五 法第百十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

〔2 同上〕

(不適法な申請書等)

第九十一条の九 法第百十六条の四第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの(違式な記載を含む。)であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者(次条第一項において「申請者」という。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法第百十六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定の拒否の通知)

第九十一条の十 法第百十六条の四第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法第百十六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定証の交付)

第九十一条の十一 総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

(認定特定放送番組同一化実施方針の公表)

第九十一条の十二 〔同上〕

2 総務大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請)

第九十一条の十三 〔同上〕

(認定証の交付)

第九十一条の十四 総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の九の様式の認定証を交付する。

(軽微な変更)

第九十一条の十五 〔同上〕

2 法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の十の様式により行うものとする。

(認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し)

第九十一条の十三	〔略〕
第四節	基幹放送局提供事業者
(遵守義務)	
第九十四条	〔略〕
〔一〕	略
二	兼業事業者の基幹放送局（自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。）の放送区域と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合（前号に掲げる場合を除く。）
〔2〕	略
第五節	基幹放送に用いる電気通信設備
第三款	設備等の報告等
(報告を要する重大な事故)	
第二百二十五条	〔略〕
2	〔略〕
一	中継地上基幹放送局の無線設備（当該中継地上基幹放送局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に係る特定地上基幹放送局等設備等に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のも
〔一〕	略
〔3〕6	略
第五章	一般放送
第一節	登録等
第一款	登録一般放送事業者
〔削る〕	
(業務の開始等の届出)	
第三百三十七条	〔略〕
(軽微な変更)	
第三百三十八条	〔略〕
(変更登録)	
第三百三十九条	〔略〕
第二款	届出一般放送事業者
(届出書)	
第四百十条	〔略〕
(法第三百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模)	

第九十一条の十六	〔同上〕
第四節	〔同上〕
(遵守義務)	
第九十四条	〔同上〕
〔一〕	同上
二	兼業事業者の基幹放送局（自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。）の放送区域（法第七条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合（前号に掲げる場合を除く。）
〔2〕	同上
第五節	〔同上〕
第三款	〔同上〕
(報告を要する重大な事故)	
第二百二十五条	〔同上〕
2	〔同上〕
一	中継地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下この条において同じ。）の無線設備（当該中継地上基幹放送局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に係る特定地上基幹放送局等設備等に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のも
〔一〕	同上
〔3〕6	同上
第五章	〔同上〕
第一節	〔同上〕
第一款	〔同上〕
(不適法な申請書等)	
第三百三十七条	法第二百二十六条第一項の登録及び法第三百三十条第一項の変更登録の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。
(業務の開始等の届出)	
第三百三十八条	〔同上〕
(軽微な変更)	
第三百三十九条	〔同上〕
(変更登録)	
第四百十条	〔同上〕
第二款	〔同上〕
(届出書)	
第四百十一条	〔同上〕
(法第三百三十三条第一項の有線電気通信設備の規模)	

第四百四十一条 〔略〕 第七章 認定放送持株会社 (子会社である基幹放送事業者に準ずるもの) 第百八十三条 〔略〕 〔一 略〕 二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第百八十五条において同じ。)である一般放送事業者 〔三・四 略〕 (適切な経営管理を行うために必要な資産) 第百八十四条 〔略〕 (総資産の額の合計方法) 第百八十五条 〔略〕 (間接に占められる議決権の割合) 第百八十六条 法第五十九条第二項第五号ロ(法第六十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ロ(1)に掲げる者(以下この条及び第百九十八条において「外国法人等」という。)について、法第五十九条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社(以下「認定放送持株会社」という。)(申請対象会社を含む。以下この条において「認定放送持株会社等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロ(2)に掲げる者(以下この条において「外資系日本法人」という。)が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める認定放送持株会社等の議決権の割合とする。 〔256 略〕 第百八十七条 〔略〕 (申請書) 第百八十八条 〔略〕 (申請書の記載事項) 第百八十九条 〔略〕 〔一 略〕 二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者(第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十三条において同じ。)の株式の取得価額及び第百八十四条の資産の額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項 〔三5 略〕 (添付書類等) 第百九十条 〔略〕	
--	--

第四百四十一条の二 〔同上〕 第七章 〔同上〕 (子会社である基幹放送事業者に準ずるもの) 第百八十三条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第百八十四条において同じ。)である一般放送事業者 〔三・四 同上〕 (適切な経営管理を行うために必要な資産) 第百八十三条の二 〔同上〕 (総資産の額の合計方法) 第百八十四条 〔同上〕 (間接に占められる議決権の割合) 第百八十五条 法第五十九条第二項第五号ロ(法第六十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ロ(1)に掲げる者(以下この条及び第二百一条において「外国法人等」という。)について、法第五十九条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社(以下「認定放送持株会社」という。)(申請対象会社を含む。以下この条において「認定放送持株会社等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロ(2)に掲げる者(以下この条において「外資系日本法人」という。)が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める認定放送持株会社等の議決権の割合とする。 〔256 同上〕 第百八十六条 〔同上〕 (申請書) 第百八十七条 〔同上〕 (申請書の記載事項) 第百八十八条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者(第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十四条において同じ。)の株式の取得価額及び第百八十三条の二の資産の額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項 〔三5 同上〕 (添付書類等) 第百八十九条 〔同上〕	
--	--

〔削る〕

〔削る〕

（認定の通知）

第百九十一条 総務大臣は、法第百五十九条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定放
送持株会社に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（事業計画書の変更）

第百九十二条 〔略〕

（公表）

第百九十三条 総務大臣は、法第百五十九条第一項の認定をしたときは、次に掲げる事項につい
て、インターネットの利用その他の方法により公表する。法第百六十条の規定による届出があ
つたとき、又は法第百六十五条第一項の規定による認可をした場合において、当該事項に変更
が生じたときも、同様とする。

〔一・二 略〕

〔削る〕

〔削る〕

（届出等）

（不適法な申請書等）

第百九十条 法第百五十九条第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含
む。）なものであると認めるときは、同項の認定を受けようとする者（次条において「申請
者」という。）に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第百五十九条第一項の認定
以外の認定放送持株会社に関する申請の場合に準用する。

（認定等の拒否の通知）

第百九十一条 法第百五十九条第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記
載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第百五十九条第一項の認定
以外の認定放送持株会社に関する申請についての拒否の場合に準用する。

（認定証の交付）

第百九十二条 総務大臣は、法第百五十九条第一項の認定をしたときは、別表第六十二号の様式
の認定証を交付する。

（事業計画書の変更）

第百九十三条 〔同上〕

（事業計画書の公表等）

第百九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法によ
り公表する。

〔一・二 同上〕

（認定証の訂正）

第百九十五条 認定放送持株会社は、第百九十二条の認定証に記載した事項に変更を生じたとき
は、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

2 前項の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、
その旨を申請するものとする。

3 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うこと
がある。

4 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。

5 認定放送持株会社は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなけれ
ばならない。

（認定証の再交付）

第百九十六条 認定放送持株会社は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付
を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、
認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（届出等）

第百九十四条 認定放送持株会社は、法第百六十条第一号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十二号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第百九十五条 認定放送持株会社は、法第百六十条第二号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

〔2〕5 略

（上場されている株式に準ずる株式）

第百九十六条 略

（株主名簿に記載し、または記録する方法）

第百九十七条 法第百六十一条第二項において準用する法第百十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 法第百五十九条第二項第五号ロ②に掲げる者のうち、その者が占める法第百六十一条第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式（第百八十六条第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、その全てについて記載し、又は記録する。

二 法第百六十一条第一項の外国人等（第百八十六条第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第百九十九条において同じ。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、法第百五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に应じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

〔三〕略

（議決権を有することとなる株式）

第百九十八条 略

〔一〕略

二 第百八十六条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、認定放送持株会社が法第百五十九条第二項第五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合 第百八十六条第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に应じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

〔2〕略

第百九十七条 認定放送持株会社は、法第百六十条第一号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第百九十八条 認定放送持株会社は、法第百六十条第二号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

〔2〕5 同上

（上場されている株式に準ずる株式）

第百九十九条 同上

（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

第二百条 同上

一 法第百五十九条第二項第五号ロ②に掲げる者のうち、その者が占める法第百六十一条第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式（第百八十五条第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、その全てについて記載し、又は記録する。

二 法第百六十一条第一項の外国人等（第百八十五条第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第二百二条において同じ。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、法第百五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に应じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

〔三〕同上

（議決権を有することとなる株式）

第二百一条 同上

〔一〕同上

二 第百八十五条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、認定放送持株会社が法第百五十九条第二項第五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合 第百八十五条第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に应じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

〔2〕同上

(通知) 第百九十九条 [略] (公告) 第二百条 [略] (外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告) 第二百一条 法第六十一条の二の規定による報告は、別表第六十四号の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。 第二百二条 [略] 第二百三条 [略] 第九章 雑則 (書類の提出等) 第二百六条 法(第五章(第二節第三款を除く。)、第六章、第四百七条、第七十五条(放送事業者及び基幹放送局提供事業者に係る部分に限る。))及び第八十条の規定に限る。又はこの省令(第四章(第三節の二を除く。))及び第五章の規定に限る。)の規定により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。 一 申請、請求、届出、報告又は資料の提出(以下「申請等」という。)に係る書類 当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送(基幹放送局提供事業者にあつては、その基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送)の放送対象地域(当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。))又は業務区域(これらの区域が二以上の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。))の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域)を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。 〔二〕略 2 前項の規定にかかわらず、法(第九十三条、第九十六条から第九十八条まで、第一百六条の二及び第七十五条の規定に限る。))又はこの省令(第六十一条、第六十五条、第六十六条、第七十四条、第七十六条から第七十九条まで及び第九十一条の二の規定に限る。)の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。)に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。 〔3・4 略〕 (電磁的方法により提出することができる書類等) 第二百七条 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。))による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。	(通知) 第二百一条 [同上] (公告) 第二百二条 [同上] (外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告) 第二百三条の二 法第六十一条の二の規定による報告は、別表第六十四号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。 第二百三条の三 [同上] 第二百三条の四 [同上] 第九章 [同上] (書類の提出等) 第二百六条 [同上]
--	--

(通知) 第二百一条 [同上] (公告) 第二百二条 [同上] (外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告) 第二百三条の二 法第六十一条の二の規定による報告は、別表第六十四号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。 第二百三条の三 [同上] 第二百三条の四 [同上] 第九章 [同上] (書類の提出等) 第二百六条 [同上]	(通知) 第二百一条 [同上] (公告) 第二百二条 [同上] (外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告) 第二百三条の二 法第六十一条の二の規定による報告は、別表第六十四号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。 第二百三条の三 [同上] 第二百三条の四 [同上] 第九章 [同上] (書類の提出等) 第二百六条 [同上]
--	--

(電磁的方法により記録することができる書類等) 第二百七条 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。))による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。	(電磁的方法により記録することができる書類等) 第二百七条 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。))による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。
--	--

【削る】 第二百十八条 放送事業者は、次の各号に掲げる書類等については、当該書類等による保存に代えて、電磁的方法により保存することができる。この場合において、当該書類等を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を放送事業者の事務所に備え付けておかなければならない。 【一～三 略】 【四の二 略】 【四の三 略】 別表第六の一号 (第65条関係)	2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。 第二百十八条 【同上】
地上基幹放送の業務認定申請書 【略】 【表略】 【注 1～注 6 略】 注 7 【略】 【ア 略】 イ 議決権割合に関する事項 (7) コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合 【表略】 (注 1) 外国法人等とは、法第93条第 1 項第 7 号イからハまでに掲げる者をいい、(イ)において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第63条第 4 項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体に ついても記載すること。 【(注 2) ～(注10) 略】 (注11) 備考の欄は、第63条第 3 項から第 5 項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(イ)の比率の確認方法を記載すること。 【(注12) ・(注13) 略】 【(イ) 略】 【注 8～注10 略】 別表第六の二号 (第65条関係) 【略】 別表第六の三号 (第65条関係) 【略】 別表第七の一号 (第66条第 1 項関係) 【略】 別表第七の二号 (第66条第 1 項関係)	【一～三 同左】 【四 第八十六条の二第一項の規定に基づき備え置く書面 同左】 別表第六の一号 (第64条関係) 地上基幹放送の業務認定申請書 【同左】 【表同左】 【注 1～注 6 同左】 注 7 【同左】 【ア 同左】 イ 【同左】 (7) 【同左】 【表同左】 (注 1) 外国法人等とは、法第93条第 1 項第 7 号イからハまでに掲げる者をいい、(イ)において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第 4 項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体に ついても記載すること。 【(注 2) ～(注10) 同左】 (注11) 備考の欄は、第62条第 3 項から第 5 項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(イ)の比率の確認方法を記載すること。 【(注12) ・(注13) 同左】 【(イ) 同左】 【注 8～注10 同左】 別表第六の二号 (第64条関係) 【同左】 別表第六の三号 (第64条関係) 【同左】 別表第七の一号 (第65条第 1 項関係) 【同左】 別表第七の二号 (第65条第 1 項関係)

【略】

別表第七の三号（第66条第1項関係）

【略】

別表第八号（第66条第1項関係）

【略】

別表第九号（第66条第2項関係）

【略】

別表第十号（第66条第2項関係）

【略】

別表第十一号（第71条第1項関係）

地上
衛星
移動受信用地上

基幹放送の業務の認定に係る認定記録事項証明書交付請求書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所（ふりがな）氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

法人番号（注2）

地上
衛星
移動受信用地上

放送法第94条の2の規定に基づき、移動受信用地上 基幹放送の業務の認定に係る認定記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

認定番号

注1 不要な文字は、抹消すること。

注2 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十一号の二（第71条第2項関係）

地上
衛星
移動受信用地上

基幹放送の業務の認定に係る認定記録事項証明書

認定年月日

認定番号

【同左】

別表第七の三号（第65条第1項関係）

【同左】

別表第八号（第65条第1項関係）

【同左】

別表第九号（第65条第2項関係）

【同左】

別表第十号（第65条第2項関係）

【同左】

別表第十一号（第71条第1項関係）

長
辺

基幹放送の業務認定証

認定年月日

認定番号

業務を行う者の氏名又は名称

基幹放送の種類

電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

放送対象地域

衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置

基幹放送に係る周波数

放送事項

備考

年 月 日

総務大臣 印

（日本産業規格A列4番によること。）

【新設】

十七頁

業務を行う者の氏名又は名称
基 幹 放 送 の 種 類
電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
放 送 対 象 地 域
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置（注2）
基 幹 放 送 に 係 る 周 波 数
放 送 事 項
備 考

地上 衛星 基幹放送の業務の認定に係る認定記録に記録されている事項であること
 上記は、 移動受信用地上
 とを証明する。

年 月 日
 総 務 大 臣 印

注1 不要な文字は、抹消する。

注2 地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送に係る認定記録事項証明書にあつては、衛星
 基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置の欄は、記載しない。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別表第十八号（第76条第3項第2号、第81条の2第2項第1号関係）

〔略〕

別表第二十一号の二（第81条第1項関係）

〔略〕

別表第二十一号の三（第81条の2第1項関係）

〔略〕

別表第二十一号の四（第81条の2第3項関係）

〔略〕

別表第二十一号の五（第八十六条の三第三項関係）

一 テレビジョン放送関係

（1） 地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助

（2） 有線一般放送（ケーブルテレビ）

（3） 有線一般放送（IP方式）

（4） 地域限定同時配信

二 ラジオ放送関係

F M補完放送

別表第十八号（第76条第3項第2号、第81条の4第2項第1号関係）

〔同左〕

別表第二十一号の二（第81条の3第1項関係）

〔同左〕

別表第二十一号の三（第81条の4第1項関係）

〔同左〕

別表第二十一号の四（第81条の4第3項関係）

〔同左〕

〔兼読〕

(注)

一 この表において「地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助」とは、中継地上基幹放送局の廃止によつて、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該中継地上基幹放送局による基幹放送と同じ放送系（法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下この表において同じ。）の他の放送局により当該基幹放送を引き続き受信できるようにするものをいう。

二 この表において「有線一般放送（ケーブルテレビ）」とは、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二条第十号又は第十一号の方式によるテレビジョン放送の有線一般放送をいう。

三 この表において「有線一般放送（IP方式）」とは、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第二十四条の方式によるテレビジョン放送の有線一般放送をいう。

四 この表において「地域限定同時配信」とは、廃止する予定の中継地上基幹放送局による基幹放送と同じ放送系の他の放送局の放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している配信用の設備（当該設備に記録された放送番組を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備をいう。）に情報を入力することにより公衆の求めに応じ自動的に行う配信のうち、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域に限定するなど専ら当該基幹放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として行われるものをいう。

五 この表において「ラジオ放送」とは、法第二十条の三第九項に規定するラジオ放送をいう。

六 この表において「FM補完放送」とは、次に掲げる基幹放送局を用いて行う放送をいう。

- (1) 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のために補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う基幹放送局
- (2) 中波放送を行う基幹放送局を廃止した場合等に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う基幹放送局

別表第二十一号の六（第91条の2 関係）

【略】

別表第二十一号の七（第91条の5 第1 項関係）

【略】

【削る】

別表第二十一号の五（第91条の2 関係）	
【同左】	
別表第二十一号の六（第91条の5 第1 項関係）	
【同左】	
別表第二十一号の七（第91条の11 関係）	
長	
特定放送番組同一化実施方針認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年 月 日 総務大臣 印

(日本産業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の八 (第91条の13第1項関係)

〔同左〕

別表第二十一号の九 (第91条の14関係)

特定放送番組同一化実施方針変更認定証	
長	変更の認定の年月日
	認定の番号
	変更の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称
辺	備考
年 月 日	総務大臣 印

(日本産業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の十 (第91条の15第2項関係)

〔同左〕

別表第三十五号 (第138条第1項関係)

〔略〕

別表第三十六号 (第138条第2項関係)

〔同左〕

別表第三十七号 (第139条関係)

〔同左〕

別表第三十八号 (第140条第1項関係)

〔同左〕

別表第三十九号 (第140条第3項関係)

〔同左〕

別表第四十の一号 (第141条関係)

〔同左〕

別表第四十の二号 (第141条関係)

〔同左〕

別表第四十の三号 (第141条関係)

〔同左〕

別表第六十号 (第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

〔同左〕

1 〔同左〕

〔表同左〕

〔(注1)・(注2) 同左〕

別表第二十一号の八 (第91条の11第1項関係)

〔略〕

〔削る〕

別表第二十一号の九 (第91条の12第2項関係)

〔略〕

別表第三十五号 (第137条第1項関係)

〔略〕

別表第三十六号 (第137条第2項関係)

〔略〕

別表第三十七号 (第138条関係)

〔略〕

別表第三十八号 (第139条第1項関係)

〔略〕

別表第三十九号 (第139条第3項関係)

〔略〕

別表第四十の一号 (第140条関係)

〔略〕

別表第四十の二号 (第140条関係)

〔略〕

別表第四十の三号 (第140条関係)

〔略〕

別表第六十号 (第188条関係)

認定放送持株会社認定申請書

〔略〕

1 申請対象会社に関する事項

〔表略〕

〔(注1)・(注2) 略〕

(注 3) 小数点第 3 位を四捨五入し小数点第 2 位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が 20%未満である場合において、小数点第 3 位を四捨五入して 20.00%となるときは四捨五入せず、割合が 20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合には 19.9994%まで記載すること。）また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。 ア 略 イ 議決権割合に関する事項 〔表略〕 注 1 外国法人等とは、法第 159 条第 2 項第 5 号イ(1)から(3)までに掲げる者をいい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第 186 条第 4 項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。 〔注 2～注 8 略〕 注 9 備考の欄は、<u>第 186 条第 3 項から第 5 項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。</u> 〔注 10・注 11 略〕 〔(注 4)～(注 7) 略〕 〔2～7 略〕 〔注 略〕 (別紙) 1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額等 〔(1)・(2) 略〕 (3) 流動資産のうち放送の業務に係る資産 〔表略〕 〔(注 1) 略〕 (注 2) 放送の業務に係る収益の額は、<u>第 184 条第 1 号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。</u> 〔(4)・(5) 略〕 〔2・3 略〕 〔注 略〕 別表第六十一号 (第 190 条第 1 項関係) 〔略〕 〔削る〕	(注 3) 〔同左〕 ア 同左 イ 〔同左〕 〔表同左〕 注 1 外国法人等とは、法第 159 条第 2 項第 5 号イ(1)から(3)までに掲げる者をいい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第 185 条第 4 項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。 〔注 2～注 8 同左〕 注 9 備考の欄は、<u>第 185 条第 3 項から第 5 項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。</u> 〔注 10・注 11 同左〕 〔(注 4)～(注 7) 同左〕 〔2～7 同左〕 〔注 同左〕 (別紙) 1 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 〔同左〕 〔表同左〕 〔(注 1) 同左〕 (注 2) 放送の業務に係る収益の額は、<u>第 183 条の 2 第 1 号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。</u> 〔(4)・(5) 同左〕 〔2・3 同左〕 〔注 同左〕 別表第六十一号 (第 189 条第 1 項関係) 〔同左〕 別表第六十二号 (第 192 条関係)
認定放送持株会社認定証	1111 風

別表第六十二号 (第 194 条関係)
【略】
別表第六十三号 (第 195 条関係)
【略】
別表第六十四号 (第 201 条関係)
【略】
別表第六十五号 (第 208 条第 1 項関係)
第 1 申請書
認定放送持株会社承継申請書

【略】
【1～5 略】
6 承継に係る認定放送持株会社の名称

【7・8 略】
【注 1・注 2 略】
【削る】
注 3 【略】
【第 2 略】
別表第六十六号 (第 209 条第 1 項関係)
第 1 申請書
認定放送持株会社承継申請書

【略】
【1～4 略】
5 承継に係る認定放送持株会社の名称

【6・7 略】
【注 1・注 2 略】
【削る】
注 3 【略】

認定の年月日
認定の番号
認定放送持株会社の名称
備考
年 月 日
短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番によること。)
別表第六十三号 (第197条関係)
【同左】
別表第六十四号 (第198条関係)
【同左】
別表第六十四号の二 (第203条の 2 関係)
【同左】
別表第六十五号 (第208条第 1 項関係)
第 1 申請書
認定放送持株会社承継申請書

【同左】
【1～5 同左】
6 承継に係る認定放送持株会社の名称
認定の番号 (注 3)
認定放送持株会社の名称

【7・8 同左】
【注 1・注 2 同左】
注 3 第192条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。
注 4 【同左】
【第 2 同左】
別表第六十六号 (第209条第 1 項関係)
第 1 申請書
認定放送持株会社承継申請書

【同左】
【1～4 同左】
5 承継に係る認定放送持株会社の名称
認定の番号 (注 3)
認定放送持株会社の名称

【6・7 同左】
【注 1・注 2 同左】
注 3 第192条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。
注 4 【同左】

[第2 表]	[第2 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正）

第二条 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	(一般放送の業務の届出等) 第一条 有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送(同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条及び第三条において同じ。)の業務(同法第百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。)を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規定により行ふ届出は、有線電気通信法施行規則(昭和二十八年郵政省令第百三十六条)第一条及び放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第百四十条の規定で定める様式(有線電気通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第百四十三条に規定する添付書類を含む。)に代えて、その届出書の様式を別記第1のとおりとすることができる。 〔2 略〕 (電磁的方法により提出することができる書類) 第四条 前三条の規定により総務大臣に提出する書類は、記載事項を記録した電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。 〔削る〕
改正前	(一般放送の業務の届出等) 第一条 有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備を設置して、その設備により放送法第百三十三条第一項に規定する一般放送(同項に規定する小規模施設特定有線一般放送を除く。次条及び第三条において同じ。)の業務(同法第百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。)を行おうとする者が有線電気通信法第三条第一項及び第二項並びに放送法第百三十三条第一項の規定により行ふ届出は、有線電気通信法施行規則(昭和二十八年郵政省令第百三十六条)第一条及び放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第百四十一条の規定で定める様式(有線電気通信法施行規則第一条及び放送法施行規則第百四十三条に規定する添付書類を含む。)に代えて、その届出書の様式を別記第1のとおりとすることができる。 〔2 同上〕 (電磁的方法により提出することができる書類等) 第四条 前三条の規定により総務大臣に提出する書類は、記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。 2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、届出者の氏名及び住所並びに届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。